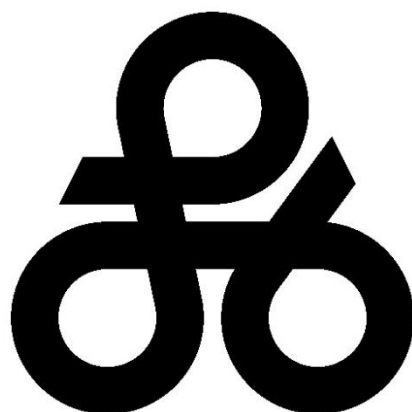


令和8年度  
沖縄市民雇用奨励金募集要領  
(建設業枠)



令和8年4月  
沖縄市 経済文化部 企業誘致課

## 令和8年度沖縄市民雇用奨励金募集要領（建設業枠）

沖縄市では、雇用奨励金を交付することを通じて、建設業の人材確保を支援します。雇用奨励金の交付を希望される方は、以下の各事項をご確認の上、申請をしてください。

### 1. 目的

本事業は、本市の産業振興と雇用情勢の改善を目指すため、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、産業人材の確保を支援することを目的として、対象企業に対して予算の範囲内において雇用奨励金を交付します。

### 2. 交付要件

雇用奨励金交付対象者は、交付申請時において、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとします。

- (1) 期限の定めのない雇用契約を結んだ40歳未満の市内在住者を新たに雇用した者で、申請時点において当該市内在住者を継続的に雇用している者
- (2) 市内に本店・本社を有する者で、日本標準産業分類に定められた建設業を行う者
- (3) 当該市内在住者を社会保険に加入させている者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 令和7年4月1日以降、新たに沖縄市民を雇用（採用）した者で、1年を経過しない者

※予算の範囲内において交付します。

### 3. 雇用奨励金の交付対象となる業種（日本標準産業分類）

上記2の(2)で定める建設業は、別紙「日本標準産業分類\_建設業（説明及び例示）」のとおりとします。

### 4. 交付額

雇用奨励金の交付申請時において、上記2の交付要件を満たす者について、1人あたり金10万円を交付する。ただし、1企業あたり上限は通算1000万円までとなります。

### 5. 交付方法

申請者から指定された口座に対し口座振込により直接支払うものとします。

## 6. 申請の手続き等

- (1) 受付期間：令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）まで  
（土日・祝日を除く）。※時間については、午前9時～午後5時まで  
※予算がなくなり次第終了します。

(2) 提出書類

次の書類を各1部提出ください。

- (ア) 雇用奨励金交付申請書（様式第1号）
- (イ) 会社概要（パンフレット等）
- (ウ) 雇用契約書（写し）
- (エ) 給与台帳（写し）
- (オ) 住民票抄本（雇用した従業員のみが記載されている住民票）
- (カ) 健康保険（写し）
- (キ) 厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写し）
- (ク) 履歴事項全部証明書又は開業届
- (コ) 市税の滞納のない証明書
- (カ) その他必要書類

(3) 応募方法

直接、窓口又は郵送でのお申込みになります。

## 7. 交付決定・交付請求

提出された書類に基づき審査を行い、交付決定を行います。その後、雇用奨励金交付申請に対する決定通知書（様式第2号）にて通知します。雇用奨励金の交付決定を受けた方は、雇用奨励金交付請求書（様式第3号）を提出してください。

## 8. 交付決定の変更、取消及び返還

(1) 変更、取消

雇用奨励金交付決定者において、次のいずれかに該当した場合は、雇用奨励金交付の申請事項等変更届出書（様式第4号）を提出いただく必要があります。

- (ア) 交付の適用要件を欠いたとき。
- (イ) 事業を休止し、若しくは廃止したとき又は休止若しくは廃止の状態にあると認められるとき。
- (ウ) 市税、使用料その他の公課を滞納したとき。
- (エ) 偽り、その他不正の手段により、交付の適用を受けたとき。

## (2) 返還

上記(1)のいずれかに該当した場合は、雇用奨励金交付適用の取消等通知書（様式第5号）にて決定の取り消しを通知します。既に雇用奨励金の交付を受けている場合は全額を返還していただきます。

※雇用奨励金の返還命令があった場合には命令を受け取った日より30日以内に返還を行うこととなります。

## 9. その他

本市の雇用情勢の改善を目指すため、雇用・就労状況を把握し、本事業等の改善に役立てることを目的に対象企業へのアンケート等を実施する。

## 10. 提出及び問い合わせ先

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市役所 2階

経済文化部 企業誘致課 企業立地推進係

電話：098-939-1212（内線3233・3232）

E-mail: a53kigyo@city.okinawa.lg.jp